

令和 4 年 8 月 30 日 議会運営委員会 議事録
10時00分 開会

○出席委員 (6 人)

委 員 長 山崎 年一

副委員長 北地 範久

委 員 藤川 和弘、小田上 尚典、児玉 朋也、日城 究

議 長 賀屋 幸治

副 議 長 網谷 芳孝

○欠席委員 なし

○山崎委員長 皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。

市長に出席をいただいておりますので、御挨拶をお願いします。

市長。

○入山市長 議会運営委員会の開催ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げます。

○山崎委員長 それでは、議事日程にしたがいまして議事を進めてまいりたいと思います。

日程 1、議案の取り扱いについてを議題といたします。

執行部から、議案の概要について説明をお願いいたします。

なお、説明に時間を要するようでしたら着席いただいて、説明いただいて結構でございます。

総務部長。

○佐伯総務部長 おはようございます。では、議案の概要につきまして、資料に沿って説明してまいります。

1 番目の、報告第 7 号専決処分の報告について、事故による和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

事故による和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

専決処分年月日は、令和 4 年 8 月 10 日です。

事故の概要ですが、令和 4 年 8 月 1 日午前 10 時 30 分頃、職員が公用車を運転していた際に、三叉路を右折したところ、前方から大型車両が対向してきたため、進路を譲ろうと元の道路にバックで戻ったところ、宅地内に駐車していた車両に接触し、車両の右前方下部のバンパーに、すり傷及び塗装痕を生じさせたものでございます。損害賠償の額は 6 万 6,165 円でございます。

続きまして、2 番目の、議案第 35 号公平委員会委員の選任の同意についてです。

公平委員会委員、望戸洋志氏が、令和 4 年 10 月 29 日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任することについて、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

3 番目の、議案第36号教育委員会委員の任命の同意についてです。教育委員会委員、池田良枝氏が、令和4年12月10日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

なお、議案第35号及び議案第36号につきましては、別紙に補足資料がございますので、各氏の職歴等につきましてはそちらを御覧いただければと思います。

続きまして、4 番目、議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。改正の理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を、国家公務員の育児休業について定めた人事院規則の改正に準じて改正するものでございます。

改正の主な内容は3点ございます。

1 点目ですが、育児休業の取得回数が原則1回までから原則2回までに変更されたことに伴い、再度の育児休業取得に係る、条例で定める特別の事情に関する規定を整理するものでございます。

2 点目ですが、非常勤職員が子供の誕生日から57日間以内に育児休業を取得する場合の任用期間の要件を緩和するものでございます。

3 点目ですが、非常勤職員が1歳以降の子供の育児休業を取得する場合について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整理するものでございます。

施行期日は、令和4年10月1日といたします。

続きまして、5 番目の、議案第38号大竹市税条例等の一部改正についてです。

改正の理由ですが、地方税法等の一部改正に伴い、大竹市税条例等の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、第1条関係として、個人の市民税に関する改正点が3点ございます。

1 点目として、ア、住宅ローン控除の見直しについてです。住宅ローンの年末残高の一定額のうち、個人の市民税から一定期間控除する住宅ローン控除について、適用要件を見直した上で適用対象期間を4年延長し、令和7年12月末の入居までとするとともに、適用控除期間についても13年間に延長し、最大で令和20年度分までとするものでございます。施行期日は令和5年1月1日とするものです。

2 点目として、イ、上場株式等の配当所得等に対する個人の市民税の課税についてでございます。金融所得課税における公平性の観点から、所得税において一定の課税方式の適用を受ける旨の記載がある確定申告書が提出された場合のみ、所得税と同一の課税方式が適用されることになるものでございます。施行期日は令和6年1月1日としております。

3 点目として、ウ、給与所得者及び公的年金等受給者が提出する扶養親族申告書についてでございます。配偶者等が退職手当等の支給を受けた場合に、配偶者控除等の適用となるために、申告書へ生計同一の配偶者等の氏名を記載するよう見直しされたものでございます。施行期日は令和5年1月1日で、一部は令和6年1月1日としております。

次に、固定資産税に関する改正点は1点ございます。

固定資産税課税台帳の記載事項に係る証明書を交付するにあたり、ドメスティック・バイオレンス被害者等の保護の観点から、証明書に記載されている登記名義人等の住所がドメスティック・バイオレンス被害者等である旨の申し出を行ったものである場合に、本来の住所ではなく、住所に代わる事項を記載できる特例措置が新設されたものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

続きまして、第2条関係です。

令和4年度税制改正に係る個人市民税の改正に伴い、令和3年条例の改正規定について、地方税法の改正による引用条項の整理を行ったものでございます。施行期日は令和5年1月1日で、一部は令和6年1月1日としております。

続きまして、6番目の、議案第39号大竹市水道条例の一部改正についてです。

要旨ですが、水道料金を改定するため、大竹市水道条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、(1)の水道料金の改定について、4点ございます。

1点目としまして、全体の改定率を5.5%とするものでございます。

2点目は、水道メーター使用料を廃止し、口径別の基本料金に移行するものでございます。

3点目ですが、共用と臨時用の用途を廃止し、それぞれ一般用と業務用に統合するものでございます。

4点目ですが、基本水量について、一般用を10立方メートルから8立方メートルに、業務用を20立方メートルから8立方メートルに引き下げるものでございます。

(2)のその他の改正についてです。支払請求権の放棄の規定を、消滅時効に限らず、回収が見込まれないものについて放棄できるよう改めるものでございます。

施行期日は令和5年2月1日としております。

また、経過措置として、ア、改正後の水道料金の規定は、4月検針分から適用する。イ、この条例の施行の際、現に臨時用の用途で使用しているものに係る水道料金については、なお従前の例によるとしております。

続きまして、7番目の、議案第40号大竹市下水道条例等の一部改正についてでございます。

要旨として、下水道料金を改定するため、大竹市下水道条例の一部を改正し、併せて大竹市漁業集落排水処理施設条例及び大竹市農業集落排水処理施設条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、1番目として、使用料の改定についてです。

公共下水道につきましては、全体の改定率を8%とし、水道料金と合わせて用途及び基本水量を改定するものでございます。漁業集落排水につきましては、公共下水道と同じ料金体系となるように改定するものでございます。農業集落排水は、基本使用料は公共下水道と同額とし、人員割使用料は1人当たりの使用水量を仮定して、下水道使用料の料金により設定するものでございます。

2 番目のその他の改正でございますが、一般用以外の用途で水道水以外の水を排水しているものには、新規のものを対象に、原則として量水器を設置させることとするものでございます。施行期日は令和 5 年 2 月 1 日とします。

経過措置として、アですが、改正後の使用料の規定は 4 月検針分から適用するものでございます。イとしまして、この条例の施行の際、現に臨時用の用途で使用しているものに係る下水道使用料及び漁業集落排水施設使用料につきましては、なお従前の例によるとしております。

続きまして、8 番目の、議案第 41 号工事請負契約の締結について（大竹小学校プール建設工事（建築主体工事））でございます。

工事名は、大竹小学校プール建設工事（建築主体工事）で、3 番目の契約方式は、一般競争入札で行っております。請負金額が 3 億 1,350 万円でございます。請負者は、株式会社三洋技建でございます。工期は、議決の日の翌日から令和 5 年 9 月 29 日までとしております。工事概要は記載のとおりですが、鉄筋コンクリート造（壁式）平屋建ての建屋のほか、FRP 製メインプール及びサブプールを設けるものでございます。

続きまして、9 番目の、議案第 42 号令和 3 年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

内容につきまして、1 点目は、令和 3 年度大竹市水道事業会計剰余金の処分について、市議会の議決を求めるものでございます。未処分利益剰余金の当年度末残高は、1 億 7,980 万 2,216 円でございます。処分の内容として、減災積立金に 200 万円を、建設改良積立金に 1,980 万円を、それぞれ積み立てるものでございます。

2 点目は、令和 3 年度大竹市水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、市議会の認定に付するものでございます。年間有収水量は 320 万 4,085 立方メートルでございます。

次に、建設改良事業は 4 億 2,918 万 8,886 円で、主な事業として防鹿水源地 1 号ろ過池改良工事、防鹿水源地 3 号ろ過池改良工事（繰越分）などがございます。

経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額 5 億 3,256 万 1,690 円、支出総額 4 億 9,307 万 3,564 円、差し引き 3,948 万 8,126 円の純利益となっております。

資本的収支は、収入総額 2 億 4,374 万 5,952 円、支出総額 4 億 7,807 万 7,395 円、差し引き 2 億 3,433 万 1,443 円の不足が生じております。

この不足額について、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,647 万 6,705 円及び過年度分損益勘定留保資金 1 億 9,785 万 4,738 円で補填をしております。

続きまして、10 番目の、議案第 43 号令和 3 年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

内容についての 1 点目は、令和 3 年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分について、市議会の議決を求めるものでございます。未処分利益剰余金の当年度末残高は、3,283 万 6,082 円でございます。処分の内容として、減債積立金に全額の 3,283 万 6,082 円を積み立てるものでございます。

2 点目は、令和 3 年度大竹市工業用水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条

第4項の規定により、市議会の認定に付するものでございます。年間有収水量は、1,086万5,296立方メートルでございます。

次に、建設改良事業は2,454万8,700円で、主な事業として、第1期工業用水道送水ポンプ高圧ケーブル更新工事1,958万円などがございます。

経理の状況でございますが、収益的収支は収入総額5億926万2,139円、支出総額3億9,591万8,321円で、差し引き1億1,334万3,818円の純利益となっております。

資本的収支は、収入総額1億5,810万円、支出総額4億9,394万7,699円で、差し引き3億3,584万7,699円の不足が生じております。

この不足額について、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で223万1,700円、過年度分損益勘定留保資金で1億6,884万5,397円、当年度分損益勘定留保資金で1億6,477万602円で補填をしております。

続きまして、11番目の、議案第44号令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

内容の1点目は、令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分について、市議会の議決を求めるものでございます。

未処分利益剰余金の当年度末残高は、5億428万8,580円でございます。処分の内容として、減債積立金に390万円を、建設改良積立金に3,860万円を、それぞれ積み立てるものでございます。

2点目は、令和3年度大竹市公共下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、市議会の認定に付するものでございます。年間総処理水量は754万3,211立方メートルでございます。

続きまして、建設改良事業は6億3,763万341円で、主な事業として、大竹下水処理場汚泥掻き寄せ機・ゲート設備等改築更新工事（繰越）、大竹下水処理場中央監視装置改修工事などがございます。

経理の状況でございますが、収益的収支は収入総額9億5,831万3,046円、支出総額8億8,112万1,410円で、差し引き7,719万1,636円の純利益となっております。

資本的収支は、収入総額7億4,295万5,737円、支出総額8億3,358万4,207円で、差し引き9,062万8,470円の不足が生じております。この不足額につきまして、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額として1,913万6,695円、過年度分損益勘定留保資金で3,728万2,502円、当年度分損益勘定留保資金で3,420万9,273円で補填しております。

続きまして、12番目の、議案第45号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）でございます。

最初に歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ5億7,730万2,000円を追加し、予算総額を161億7,993万8,000円にするものでございます。

詳細は次のページ、11ページの表で御説明をいたします。

3の補正予算の内訳の表でございますが、表の左側に歳出を、その右側に歳入として、当該歳出に充当する財源を記載しております。

順に、歳出から先に御説明をいたします。

最初に、総務費の基金管理事業でございます。歳入に充当する財源の記載がございますが、第20款諸収入のところに、ボートレース事業収入がございます。宮島ボートレース企業団から、令和4年度配分金として5億6,175万円が配分されることが決定したため、当初予算との差額である4億5,475万円を計上するものですが、同額を地方創生事業基金に積み立てようとするものでございます。

同じく総務費の戸籍住民基本台帳事務でございますが、本事業ではマイナポイントの予約及び申し込みの受付や端末の操作補助等の支援を行う支援員を、本庁及び大竹支所に配置するための経費として、793万5,000円を計上するものでございます。

なお、財源につきましては、マイナポイント事業費国庫補助金を、歳出と同額の793万5,000円計上するものでございます。

続きまして、衛生費の新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業でございます。

本事業は、オミクロン株に対応したワクチンの接種体制確保のための経費として、9,763万円を計上するものでございます。

歳入は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金5,609万4,000円及びワクチン接種体制確保事業費国庫補助金4,153万6,000円で、歳出の全額が賄われます。

次に、土木費の道路・橋りょう新設、改良事業は、大竹中学校の西側にある市道白石元町1号線の道路拡幅のための設計等業務委託料として1,100万円を計上し、また、市役所の南側にある市道小方4号線道路改良工事について、令和4年度は歩道の整備のみとなる見込みであるため、400万円を減額することで、差し引き700万円を計上しております。

また、大竹駅周辺整備事業については、事業の進捗状況から事業費の年度間調整を行うため、自由通路等工事委託料を1億3,800万円増額し、物件補償費を同じく1億3,800万円減額いたしますので、差し引き後の補正額はゼロ円としております。

なお、歳入につきましては、米空母艦載機部隊配備特別交付金（土木費）を、道路・橋りょう新設、改良事業に600万円充てるとともに、内定通知に合わせて減額するため、1,278万2,000円を減額する財源充当補正を行います。

次に、消防費の消防団活動推進事業でございます。こちらは歳入から御説明いたしますが、消防団員等公務災害補償等共済基金から、消防団員安全装備品整備等助成金78万2,000円が受けられることになりましたので、消防団員の夜間活動用として携帯用投光器、ヘッドライトですが、これを整備するため、78万6,000円を計上するものでございます。

続きまして、教育費の小学校管理運営事業でございますが、昨年度受納し、教育振興基金に積み立てた寄附金を財源として、玖波小学校の教育活動のための経費として、99万1,000円を計上するものでございます。なお、歳入には教育振興基金繰入金として、同額の99万1,000円を計上しております。

次に、小学校教育振興事業128万5,000円及び中学校教育振興事業242万7,000円は、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により、今後予定されている修学旅行が延期や中止となった場合のキャンセル料として、補償金を計上するものでございます。

次に、学校連携・子どもの居場所づくり事業は、本年10月以降の放課後児童クラブ支援員等の処遇改善に係る経費として、183万6,000円を計上するものでございます。

歳入として、国の子ども・子育て支援交付金及び県交付金を、それぞれ事業費の3分の1に当たる61万2,000円を計上しております。

最後の、給食センター運営事業でございますが、学校給食費の公会計化に向け、給食費管理システムの導入に係る経費として、266万2,000円を計上するものでございます。

また、歳入の第19款繰越金の前年度繰越金2,077万2,000円及び、第20款諸収入のボートレース事業収入につきましては、対応する歳入のない歳出に充当するものでございます。

以上、歳入歳出共に5億7,730万2,000円を計上しようとするものでございます。

それでは、10ページにお戻りください。

2番目の、繰越明許費の補正について御説明をいたします。

第3款民生費の市立保育所等整備事業は、大竹保育所改築に係る基本計画の一部見直しにより、改築設計業務の年度内完了が見込めなくなったことから、繰り越しをお願いするものでございます。

第8款土木費の大竹駅周辺整備事業は、用地測量業務について鉄道事業者との協議の結果、自由通路完成後に行うこととなったため年度内完了が見込めないことから、繰り越しをお願いするものでございます。

12ページをお開きください。

続きまして、13番目の、議案第46号令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

内容としまして、歳入歳出予算の補正を行うものでございますが、歳入歳出にそれぞれ4,564万5,000円を追加し、予算総額を27億5,428万5,000円にしようとするものでございます。

補正予算の内容につきまして、歳出から御説明をいたします。

昨年度に概算交付を受けておりました国・県負担金等の精算分として、国庫補助金等返還金を4,564万5,000円を計上し、歳入としまして、介護給付費準備基金繰入金9万3,000円、前年度繰越金4,555万2,000円を計上するものでございます。

続いて、14番目の、議案第47号令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

令和4年度から令和5年度にかけて実施しております大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務につきまして、主に土木工事に当初の見込みよりも工事費用を要することが判明をしたため、継続費の総額を3億1,800万円から4億600万円に、また、令和5年度の年割額を2億4,500万円から3億3,300万円に、それぞれ改めようとするものでございます。

説明は以上でございます。議案の取り扱いについてよろしく願いいたします。

○山崎委員長 ただいま執行部のほうから、議案について説明がございました。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 それでは、質疑がないようでございますので、取り扱いについて、事務局の説明をお願いします。

議会事務局長。

○三上議会議務局長 議案の取り扱いについて、事務局案を御説明申し上げます。

議案の上程につきましては、申し合わせにより、執行部の説明者ごと一括となっております。議事日程に沿って一括した議案のまとめりごとに、取り扱いの御説明をいたします。

まず、報告第7号でございますが、上程後、提案理由の説明を受け、質疑をもって終了と考えております。

次に、議案第35号及び議案第36号の2件でございますが、人事案件でございますので、一括上程後、提案理由の説明を受け、委員会への付託を省略し、即決と考えております。

次に、議案第37号でございますが、上程後、提案理由の説明を受けまして、総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第38号でございますが、上程後、提案理由の説明を受けまして、生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第39号から議案第47号までの6件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、全て生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第41号でございますが、上程後、提案理由の説明を受けまして、総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第45号及び議案第46号の2件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、議案第45号は総務文教委員会へ、議案第46号は生活環境委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から議案の取り扱いについて説明がございましたが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御質疑がないようでございます。

お諮りいたします。本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程2、陳情・請願についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

議会議務局長。

○三上議会議務局長 それでは、提出のありました陳情及び請願の取り扱いについて御説明申し上げます。

まず、学校存続に向けた広島県立大竹高等学校支援の陳情でございます。提出者は、広島県立大竹高等学校同窓会長、清永恵三氏及び広島県立大竹高等学校PTA会長、林未央氏でございます。

陳情の内容は、文書表のとおりでございます。

取り扱いとしましては、令和4年陳情第2号としまして、本会議初日に上程し、総務文

教委員会へ付託と考えております。

続きまして、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願でございますが、提出者は、連合広島大竹・廿日市地域協議会議長、迎尚樹氏ほか1団体でございます。

紹介議員は小田上議員、北地議員、児玉議員、日城議員の4議員でございます。

請願の内容は、文書表のとおりでございます。

取り扱いとしましては、令和4年請願第2号としまして本会議初日に上程し、総務文教委員会へ付託と考えております。

本請願につきまして、採択された場合は、本会議最終日に意見書案を上程、即決と考えております。

慣例では、所掌の常任委員長が提出者に、他の常任委員長が賛成者となっておりますので、付託先の総務文教委員長が提出者に、また、生活環境委員長が賛成者と考えております。

また、意見書案につきましては、請願文書表に添付しております意見書案文を各会派にお持ち帰りの上、調整いただきまして、訂正等ございましたら、9月7日までに事務局へ御提出いただき、意見書の提出者及び賛成者で調整後、本会議に上程、採決と考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑はないようでございます。

それでは、お諮りいたします。本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程3、一般質問についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

議会事務局長。

○三上議会事務局長 今回の一般質問は代表制を取っておりますので、複数会派の代表につきましては発言時間が60分、その他の議員につきましては30分となっております。

一般質問の通告は本日9時30分まででございました。通告議員は8名となっております。発言順につきましては、本委員会終了後、議長室にお集りいただき抽せんということで、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございますので、事務局の説明のとおり進めさせていただきます。

きます。

続きまして、日程4、会期決定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局長。

○三上議会事務局長 会期決定につきまして御説明申し上げます。

会期日程表（案）を御覧ください。

会期は9月6日から9月21日までの16日間を考えております。

本会議を9月6日に開会し、会期決定、一般質問終了後に議案、陳情、請願の上程をし、先ほど御決定いただきましたとおりの取り扱いをいたします。

なお、予備日を7日ということで考えております。

また、7日に議員全員協議会の開催について、執行部より申し入れを受けております。

次に、付託されました議案の審査のための各常任委員会の日程でございますが、8日、9日の2日間を考えております。

慣例でいきますと、8日に総務文教委員会、9日に生活環境委員会になりますが、今回は生活環境委員協議会を8日に開催する旨の依頼を受けておりますので、生活環境委員会を8日、総務文教委員会を9日に開催と考えております。

特別委員会につきましては、12日を予定しております。

本会議最終日を21日といたしまして、付託議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、続いて、請願の結論が出ておりましたら委員長報告、質疑、討論、採決をいたします。

請願が採択された場合には、追加日程として意見書案の採決を行い、9月定例会の閉会と考えております。

なお、本定例会の最終日に、一般会計及び特別会計の決算議案の提出が予定されておりますので、決算議案の取り扱いにつきまして、9月16日の10時から議会運営委員会を開催と考えております。日程につきまして調整をお願いいたします。

以上、会期決定について説明を終わります。

○山崎委員長 ただいま局長から説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 それでは、会場にいらっしゃいます生活環境委員長日域委員、それから、総務文教委員長児玉委員、ただいまの日程でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。会期につきましては9月6日から21日までの16日間とし、6日火曜日の10時から本会議、翌7日水曜日を本会議予備日に、その終了後、議員全員協議会を、また、各委員会等につきましては8日木曜日の10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、9日金曜日の10時から総務文教委員会を、12日月曜日の10時から基地周辺対策特別委員会、その終了後、議会改革特別委員会を、16日金曜日の10時から議会運営委員会を、本会議最終日は21日水曜日の10時からということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程5、9月定例会の新型コロナウイルス感染症対策についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

議会事務局長。

○三上議会事務局長 それでは、御説明させていただきます。

9月定例会の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、8月23日の各派代表者会議において協議したところでございます。

協議の結果、引き続き9月定例会もこれまでと同様の対応を確認したところでございますが、念のため、7月臨時会で変更した点について御説明いたします。

1点目は、登壇して発言することといたします。2点目は、演台を除き、議場内に設置していたつい立てを撤去いたします。さらに、新型コロナウイルス感染症対策として、議席番号4番、10番、16番の議員席を議長席側から見て右に寄せておりましたが、9月定例会から元に戻します。

新型コロナウイルス感染症の感染状況でございますが、広島県と大竹市は、共に8月19日に過去最多の感染者が確認されており、現在も広島県と大竹市の感染者数は高止まりの状況でございます。今一度、感染対策に御留意いただきますようお願いいたします。

最後に、熱がある場合や濃厚接触者となった場合、家族が陽性者となった場合等は適切に対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 ないようでございます。

お諮りいたします。

本件について、事務局案のとおり対応していくということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、そのように議会運営をしてまいりたいと思います。

続きまして、日程6、その他についてを議題といたします。

今定例会での発言通告に関しまして、連絡事項がございます。

事務局から説明をお願いします。

議会事務局長。

○三上議会事務局長 さきの6月定例会、7月臨時会におきましては、令和2年5月の議会運営委員会での申し合わせを踏まえまして、本会議と常任委員会等につきましても速やかに事前通告をしていただくよう御協力をお願いさせていただき、会議運営を行っていたところでございます。

今回の定例会におきましても、発言の通告に関しまして非常に短時間にはなりますが、9月6日の本会議につきましては9月1日木曜日までに、常任委員会は9月5日月曜日まで

で、また、9月21日本会議最終日につきましては9月15日木曜日までに、できるだけ午前中に事前通告を提出していただきますよう、引き続き御協力をお願いいたします。

通告書の提出に当たりましては、会議時間の短縮や説明員の待機人数の縮減など、円滑な会議運営のため、項目だけでなくできるだけ具体的な内容の記載につきまして御協力をお願いいたします。

なお、委員会での審査の過程において、説明の内容等によっては急遽追加での質問を必要とする場面もあろうかと思いますので、執行部には御協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から、発言の通告に関して御協力の連絡がありました。引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

また、執行部のほうにも、特に委員会では審査の過程において事前通告があるもの以外にも、答弁等の対応をお願いすることもあろうかと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

本日の協議・連絡事項について、会派の代表におかれましては、各会派所属の議員に御周知をお願いいたします。

また、執行部におかれましても、本日の内容について内部で御周知をいただきますようお願いいたします。

以上で、本日予定されていた日程は全て終了いたしました。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

10時42分 閉会